

第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画の概要について

1 計画の趣旨・位置付け

(1) 計画の趣旨・位置付け

ア 計画の趣旨

- 根拠法令: 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(第9条)及び同法に規定する「基本方針」
- 目的: 第3期計画の期間満了に伴い、同計画について所要の修正を行い、平成30年7月に改正された国の基本方針に即して市のホームレスの実情に応じた施策を推進し、ホームレスに関する諸問題の解決を図る。
- 対象者: 特別措置法第2条に規定するホームレス(都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者

イ 計画期間

国の基本方針にあわせ、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とする。

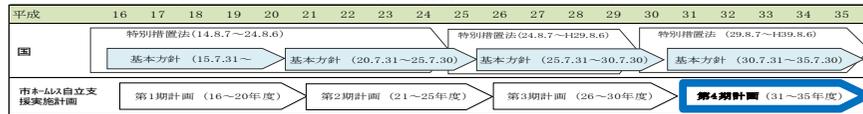
ウ 計画の位置付け

川崎市総合計画及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、「川崎市地域福祉計画」やその他の計画とも関連付けがなされている。

平成30年7月告示 国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直しのポイント (最近のホームレスに関する傾向・動向)

- ・ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要
- ・39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要
- 〈ホームレスに対する保健医療の確保〉
- ・ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪化者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援などの実施
- 〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉
- ・シェルター等を利用していただく者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施

(2) ホームレス自立支援施策の経過図(特別措置法、基本方針、市計画)



2 ホームレスを取り巻く現状と課題

(1) 自治体別人数の推移(ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査))

都市	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増減率 (平成26~30年)
全国合計	7,508人	6,541人	6,235人	5,534人	4,977人	△33.7%
東京都23区・政令市合計	5,624人	4,953人	4,761人	4,223人	3,764人	△33.1%
大阪市	1,725人	1,327人	1,497人	1,208人	1,029人	△40.7%
東京都23区	1,581人	1,336人	1,319人	1,246人	1,126人	△28.5%
横浜市	580人	545人	536人	531人	477人	△17.8%
川崎市	490人	439人	383人	341人	300人	△38.8%
名古屋市	264人	273人	211人	182人	167人	△36.7%
その他政令市	984人	800人	815人	715人	671人	△31.8%
その他	1,884人	1,588人	1,474人	1,311人	1,213人	△35.6%

- 国の実施要領に基づき、年1回、自治体ごとにホームレスの概数調査を実施
- 全国的にホームレスの人数は減少傾向
- 平成26年~30年にかけて、川崎市内のホームレスは190人減少
(平成26年調査: 490人 → 平成30年調査: 300人)

(2) 市内のホームレスの状況

ア 市内の分布状況

区別	性別			合計	起居場所別
	男	女	不明		
川崎区	141	3	2	146	河川 149(49.7%)
幸区	31	1	5	37	都市公園 47(15.7%)
中原区	55	5	0	60	道路 58(19.3%)
高津区	27	0	2	29	駅舎 10(3.3%)
宮前区	1	0	0	1	その他施設 36(12.0%)
多摩区	22	1	1	24	
麻生区	2	1	0	3	
合計	279	11	10	300	合計 300(100%)

- 市内のホームレスの約半数(146人)が川崎区で起居している。
- 川崎・幸・中原の3区で約80%(合計243人)を占めている。
- 河川が約半数(149人)を占めている。

イ 生活の実態と変化(ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査))

- 国の実施要領に基づき、おおむね5年に1回、市内のホームレスにアンケート調査を実施
- 直近の平成28年10月調査の結果概要は以下のとおり。

- (ア) 年齢分布 ⇒ **高齢化が一層顕著に。**
 - ・市内のホームレスの平均年齢は上昇(前回調査59.4歳→62.3歳)
 - ・60歳以上の割合が大幅に増加(前回調査57.3%→72.4%)
- (イ) 路上生活の期間 ⇒ **長期化の傾向がさらに強まる。**
 - ・5年以上、路上(野宿)生活を続けている人の割合が増加(前回調査56.6%→65.3%)
- (ウ) 居住場所の移動 ⇒ **路上(野宿)生活の常態化・固定化が進む。**
 - ・路上(野宿)生活の間の居住場所は「ずっと路上(野宿)」が最多(63.8%)。
 - ・「自立支援センターに入っていたことがある」と回答した人も14.2%いる。
 - 自立支援センターでは自立を果たせずに路上に戻った、または自立退所後に再び野宿に陥っていると考えられる。⇒ **再野宿化の予防が課題。**

3 第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画

(1) 計画の基本的な考え方

ア 基本目標

「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」

- ホームレスに至る要因は、様々なものが複合的に重なり合っている場合が多く、国は直近の実態調査を踏まえ、最新の基本方針において、高齢化や長期化等、ホームレスの状況の変化に対応した支援や、路上やシェルター等における医療的視点に基づいたきめ細やかな相談支援の実施の必要性等について明記している。
- 第4期計画においては、こうした国の基本方針やホームレスの実態を踏まえ、一人ひとりの状況や課題に応じてきめ細やかな相談支援を行うことで、ホームレスが安定した地域生活を営むことができるよう総合的かつ計画的に支援施策(事業)を推進していく。

★ 施策推進にあたっての考え方

(ア) 「トータルサポート」の考えに基づいた自立支援の展開

- ホームレスの状況に応じて、総体的(トータル)できめ細やかな支援(サポート)を行う。
- ① 予防期(ホームレスとなるおそれのある人への相談の実施)
- ② 緊急期(個々のニーズや自立阻害要因の把握)
- ③ 適応期(自立阻害要因に対する具体的な対応及び自立意欲・社会性等の回復)
- ④ 自立期(就労に限らない様々な形態の自立に向けた支援の実施)
- ⑤ 安定期(自立生活の継続・再野宿防止のためのアフターケアの実施)

(イ) 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

- 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の適用
- ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の理念に基づく取組
- 国及び近隣自治体と連携した広域的な取組

(2) 課題に対する具体的な取組

- 第4期計画においては、上記基本目標の実現に向け、ホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」、「ホームレス自立支援センター事業」、「アフターケア事業」、「越年対策事業」を「4つの施策の柱」と位置付け、充実を図るとともに、「関係機関との連携による8つの取組」により総合的に自立支援を推進していく。
- 各施策については、国の基本方針において指摘されている次の視点に重点を置いて見直しや推進を図る。

【施策の重点項目】

- A: ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化等への対応
- B: 自立支援センター退所者の再野宿化の予防
- C: 医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援の実施

(事業の概要)

(第3期計画の成果・評価：○、課題：●)

(第4期計画における方針) ※(A)～(C)は重点項目に対応

ホームレス自立支援事業(点線内は4つの施策の柱)

<p>巡回相談事業</p>	<p>○巡回相談員が市内のホームレスを訪問し、生活状況や健康状態を把握するとともに、それぞれの状況に応じた支援を行う。</p>	<p>◎ 市内のほとんど(95%)のホームレスにアプローチできており、人数や状況の把握ができています。</p> <p>● (1)精神疾患・知的障害・依存症等が疑われる人等、支援につながりにくい人が長期に野宿生活を続けている現状がある。</p> <p>● (2)巡回による訪問が困難な人に対する支援施策の周知</p>	<p>新規ホームレスの早期把握による長期化・固定化の防止 (A)</p> <p>(1)精神科医との合同巡回の実施。精神保健部門や各区関係部署等との情報共有による困難ケースへのアプローチ方法の検討等、医療的視点に基づく支援の実施。担当者会議等の設置・開催による精神保健部門との連携強化、定期的な情報交換 (C)</p> <p>(2)終夜営業店舗に起居する等、不安定な居住環境にある人に対する支援施策等の周知</p>
<p>生活困窮者・自立支援センター事業</p>	<p>○自立の意思がありながら、ホームレス等となることを余儀なくされている人等を対象に、一定期間、宿所・食事を提供するとともに、それぞれに応じた支援を行い、安定した地域生活につなげる。</p>	<p>◎ 路上のホームレスのみならず、終夜営業店舗等、不安定な居住環境にある人についても適切に受け入れを行っており、入所者の約6割が就労もしくは福祉の援護により自立を果たしている。</p> <p>● 自立に至らずに退所する入所者が約4割いる。</p> <p>● (1)就労して自立する意欲を持ちづらい人への支援</p> <p>● (2)精神疾患が疑われるものの病識がなく通院・服薬を拒否する人への支援</p> <p>● (3)施設の規則等に抵抗感がある人への支援</p>	<p>不安定な居住環境にあり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人を含めた入所支援の継続</p> <p>(1)自立阻害要因の的確な把握。生活歴、年齢、健康状態など、一人ひとりの状況や課題に応じた柔軟な支援の実施</p> <p>(2)心身に不調を抱える入所者の早期の専門治療へのつなぎ (C)</p> <p>(3)集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感がある人に向けた「ショートステイ事業」の実施。住まいの確保を優先に支援を行う「ハウジングファースト」の視点を取り入れた支援手法の検討 (A)</p>
<p>アフターケア事業</p>	<p>○自立支援センター退所後の再野宿の防止と地域定着を目的に実施する。</p> <p>・「アフターケア支援」…民間アパート等に居所を設定した人に対する定期的な訪問等による相談支援</p> <p>・「ファーストハウス」…単身居宅生活に不安が残る人を対象にした市営住宅の空き住戸などを活用した生活訓練</p>	<p>◎ 事業を利用した人の大半(86.7%)は安定した地域生活を維持できている。</p> <p>● 家賃滞納や失踪等によりアパート生活を維持できなくなる人が一定程度(13.3%)いる。</p> <p>● (1)家計管理に課題がある人に対する支援</p> <p>● (2)孤立化の防止</p>	<p>環境の変化が大きい転居直後(自立支援センター退所直後)におけるきめ細やかなフォローの充実 (B)</p> <p>(1)公共料金や家賃滞納を防ぐための口座振替手続き等支援。家計収支等の「見える化」による計画的な金銭支出の意識付けの実施、だいJOBセンターとの連携による家計に関する相談支援の実施 (B)</p> <p>(2)地域の社会資源や地域活動・ボランティア活動などの情報提供による地域とのつながりのきっかけづくりや活動の働きかけ (B)</p>
<p>越年対策事業</p>	<p>○年末年始の緊急援護事業として、休業により就労の機会が得られない等の事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事を提供するとともに、利用者の希望に応じてその後の適切な自立支援施策につなげる。</p>	<p>◎ 利用人数自体は減少傾向にあるが、緊急援護事業としての目的を適切に果たしている。</p> <p>◎ 事業終了後(開庁日以降)、自立支援センターへつなぐ自立支援施策への入り口としても機能している。(利用者231人中62人入所)</p>	<p>年末年始の緊急一時的な宿泊場所の確保の継続</p> <p>高齢のホームレス等、特に健康に不安を抱える人の事業終了後の自立支援センターへのつなぎ (A)</p>
<p>その他</p>	<p>○衛生改善事業…自立支援センターの洗濯・入浴設備を開放し、ホームレスの衛生状態の改善を図る。</p> <p>○ホームレス調査…国の依頼に基づきホームレスの調査(概数調査、生活実態調査)を実施する。</p>	<p>継続実施</p>	

関係機関との連携による8つの取組

- ①就業の機会の確保に関する取組……公共職業安定所や県ホームレス就業支援協議会との連携による就業の機会確保。職場体験講習、就労支援セミナーの活用による就労支援。自立支援センターで実施する各種プログラムへの参加による基本的な生活習慣の獲得や意欲喚起、段階的就労へのつなぎ
- ②安定した居住の場所の確保に関する取組……居住支援協議会や民間賃貸住宅に関わる団体との連携。保証人を必要としない住宅情報の収集・提供
- ③保健及び医療の確保に関する取組……巡回相談事業による医療ニーズの把握及び生活改善に向けたアプローチ。健康診断、結核検診の実施
- ④生活に関する相談及び指導に関する取組……福祉事務所、自立支援センター、その他関係機関との連携による相談体制。各種研修の参加等による自立支援センター職員等の資質向上
- ⑤ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組……だいJOBセンターとの情報連携、自立支援センターを活用した居所の確保及び自立に向けた支援の実施。支援施策等の周知
- ⑥人権擁護に関する取組……人権施策推進基本計画等による啓発の実施、学校における人権尊重教育、ホームレスに対する襲撃等の事案に関する警察その他関係機関との連携、各自立支援事業における利用者の人権尊重と尊厳の確保
- ⑦地域における生活環境の改善に関する取組……都市公園その他公共施設の管理者による当該施設内の巡視、物件の撤去指導等による施設の適正な利用の確保
- ⑧ホームレスの自立の支援を行う民間関係団体との連携に関する取組……ホームレスに身近なNPO、ボランティア団体等との連携、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会の開催

4 ホームレス自立支援施策の推進体制

(1) 市民懇談会及び進行管理、関係機関との連携

○川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会(学識経験者、公券市民、関係機関の代表等から構成)において、進捗状況を点検・報告するとともに、委員から意見を聴取し、計画的に取組を推進する。

○上記取組の適切な推進のため、新たに関係課長会議(建設緑政局、まちづくり局、教育委員会、市民文化局、交通局、各区役所等)を開催し、さらなる情報共有と庁内連携の強化を図る。

新規